

入居特典のご案内

Kitaca定期券を購入して、
券面額の20%相当をゲット!

サービス実施期間 (※1)

2024年3月～2026年6月末

(申込期間は入居開始～2025年12月末まで)

対象者

- 申込期間内にご契約・入居された方(法人除く、原則ご契約者様本人)
- 利用区間にJR桑園駅を含むKitaca定期券をお持ちの方、または新たにご購入の方で申込期間内にサービスのお申込みをされた方
- 還元額等判定日(6月末、12月末)に当該物件にお住まいの方

券面額の20%相当(※2)をご登録のKitacaにチャージ還元!

ご利用方法



※1 還元額算定に伴う還元対象期間の始期及び終期については、別途定める利用規約に基づき決定します。

また、還元対象期間以降は、サービスのご利用状況等を検証のうえ継続を判断します。

※2 年間上限額36,000円、月額上限額3,000円。還元額算定に伴う端数処理や、有効期間途中での払戻等により、20%還元とならない場合があります。

サービスに関するお問い合わせはこちらから▶

<https://www.jrhokkaido.co.jp/mailform/junord/index.html>※掲載内容は2023年11月現在の情報です。予告なく変更となる場合があります。
※画像・イラストは全てイメージです。

Kitaca 定期乗車券チャージ還元サービス利用規約

(サービス内容及び目的)

- 第1条 Kitaca 定期乗車券チャージ還元サービス（以下「本サービス」という。）は、JR北海道（以下「当社」という。）が、発行するICカード乗車券のうち「Kitaca 定期乗車券」（以下「Kitaca 定期券」という。）を所有し、かつJR北海道グループが展開する賃貸マンション「ジュノール」の賃貸借契約を締結し、入居している者（以下「入居者」という。）又は、第4条第2項に定める者（以下「入居者」と総称して「入居者等」という。）に対し、Kitaca 定期券面額の一定額を、金銭的価値を以って還元するサービスをいう。
2. 本規約は、本サービスの内容及び適用条件等を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本サービスの内容及び適用条件は、この規約に定めるものとし、定めのない事項については、法令及び当社「ICカード乗車券取扱規則」及び「Kitaca 電子マネー取扱規則」等、当社が定める規則の定めによる。

(用語の定義)

- 第3条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げる通りとする。
- (1) 「利用登録内容」とは、第5条により本サービスへ利用登録申込（以下「登録申込」）を行った内容をいう。
 - (2) 「チャージ還元サービスID」とは、Kitaca 定期券に表示されている、JH から始まる17桁の番号をいう。
 - (3) 「登録 Kitaca」とは本サービスの対象となる Kitaca 定期券であって、入居者等が本サービスに利用する Kitaca 定期券として第5条により登録申込を行った Kitaca 定期券をいう。
 - (4) 「還元額」とは本規約に基づき入居者等の登録 Kitaca に付与される金銭的価値をいう。
 - (5) 「チャージ還元」とは、登録 Kitaca に還元額を入金し、金銭的価値を積み増しすることをいう。
 - (6) 「事務局」とは当社内に設置する本サービスに関する問い合わせ窓口をいう。
 - (7) 「カードの交換」とは、「ICカード乗車券取扱規則」の第16条～第17条に定める紛失再発行、障害再発行及び、第8条第2項及び第9条第3項に定める交換をいう。
2. 前項に定めのない用語については、「ICカード乗車券取扱規則」等の当社が定める規則の定めによる。

(本サービスの対象者)

- 第4条 本サービスの対象者は、原則次の各号に掲げる条件を満たす入居者とする。
- (1) 「ジュノール」の賃貸借契約期間中に、第5条による登録申込を行った者。
 - (2) 入居者のうち、当該物件において賃貸借契約を個人で締結した者。
2. 事務局は、前項に定める入居者の他、次の各号に定める者について、本サービスの対象者とすることがある。
- なお、この場合において本サービスの申込を行う者は、賃貸借契約締結時等に管理会社に対し契約名義人との関係を証明する書類を提出することとし、提出した書類（個人情報）について、事務局が取得することを承諾する。
- (1) 前項に定める入居者と同居する配偶者、子（学校教育法に規定する学校に在籍し独身・無職の子）、父母、配偶者の父母

- (2) やむを得ない事由等により親族等を契約者としている者
3. 本サービスの対象者は、1 賃貸借契約につき1人を上限とし、前第1項又は第2項に掲げる者のうちいずれか1人とする。
4. 本サービスの提供は、入居者等が当該物件の賃貸借契約期間中に、第5条による登録申込を行うことで開始され、また当該物件の賃貸借契約終了とともに終了する。
- なお、還元の条件は第10条に、還元の対象期間及び還元額の算定方法等については、第11条及び第12条にそれぞれ定めることとする。

(利用登録)

- 第5条 入居者等は、本規約に同意のうえ当社が定める申込様式に必要事項を記入のうえ事務局へサービスの登録申込を行うことで、本サービスの提供を受けることができるものとする。
2. 登録申込に必要な情報は次の各号に定める通りとする。
- (1) 氏名（入居者と契約者が異なる場合はその双方の氏名を記載）
 - (2) 生年月日
 - (3) メールアドレス
 - (4) 電話番号
 - (5) 入居物件
 - (6) 賃貸借契約開始日
 - (7) Kitaca 定期券利用区間
 - (8) Kitaca 定期券有効期間
 - (9) チャージ還元サービスID
 - (10) その他必要な情報
3. 入居者等は、本サービスのチャージ還元を受ける Kitaca 定期券を登録 Kitaca として予め定め、前項により登録申込を行うものとする。
- なお、入居者等は複数枚の Kitaca 定期券を登録 Kitaca とすること及び、1つの登録 Kitaca に複数の入居者等登録をすることはできない。
4. 事務局は、前各項により入居者等から登録申込のあった事項について確認を行い、本サービスの提供に必要な情報を登録する（以下「利用登録」）。
- ただし、前項の他、失格事由がある場合等については、前第1項の定めに関わらずサービスの提供又は利用登録を拒否することがある。

(サービス利用料等)

- 第6条 入居者等は、本サービスの利用にあたっては、入会費・年会費の支払いを要しない。
- なお、次の各号に掲げる費用は入居者等の負担とする。
- (1) 本サービスにおいて使用する携帯電話等の端末機器の購入費等
 - (2) ホームページ上の本サービスに関するサイト又は事務局へアクセスする際の通信費
 - (3) 付与された還元額を受け取る際に発生する交通費
 - (4) その他、本サービスの使用にあたり、入居者等に発生する費用

(利用登録内容の管理義務)

- 第7条 入居者等は、利用登録内容を、責任を持って管理するものとする。
2. 入居者等は、利用登録内容の第三者への貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等その他いかなる処分もしてはならないものとする。
 3. 事務局は、正当な利用登録内容を使用して行われた行為は、その利用登録内容の会員が行った行為とみなす。
 4. 入居者等による利用登録内容の管理又は誤用に起因して生じた入居者等の損害について、当社はその責めを負わない。
 5. 入居者等は、利用登録内容が第三者に使用されていることを知った場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うものとする。

(利用登録内容の確認・変更)

第8条 入居者等は、登録Kitacaについて、第5条第2項に定める利用登録内容に変更が生じた場合、速やかに事務局へ変更の申し出を行い、変更手続きを行うものとする。

ただし、登録Kitacaの有効期間を連続して継続購入を行う場合はこの限りではない。

2. 入居者等は、原則自己の都合により登録Kitacaを変更することはできない。

3. 入居者等は、自身が変更手続きを行わなかったことにより、還元額の付与対象とならない場合や、必要な通知が届かない等により還元を受けられなかった場合について、当社に対しその損害を請求せず、また当社はその責任を負わないものとする。

なお、本項は第15条によるサービスを受ける資格の停止、喪失を妨げない。

(利用登録の無効・解除)

第9条 入居者等は、利用登録後、以下の事由に該当する場合、登録が無効となり還元を受けることができない。

- (1) 登録Kitacaを紛失した後、再発行手続きを行わない場合
- (2) 登録Kitacaの交換を行った後、第8条に定める変更手続きを行わない場合
- (3) 登録Kitacaの当社の責によらない破損、不正乗車等により登録Kitacaの利用者の権利が失効、又は無効となった場合

(還元条件)

第10条 本サービスは、物件ごとに定めるサービスの登録申込期間内に、第5条に定める登録申込を行った入居者等に対し、物件ごとに定めるサービス実施期間内において適用するものとする。

2. 事務局は、毎年6月、12月末日に還元の有無及び還元額について判定を行い(以下「還元額等判定日」という。)、判定の結果に基づき、毎年7月、1月に還元を実施する。

3. 還元条件は以下の通りとし、合致しない場合は還元ができないものとする。

- (1) 還元額等判定日に「ジュノール」に入居していること。
- (2) 物件ごとに定める最寄り駅を乗車区間を含む登録Kitacaを所持していること。
- (3) 第4条の条件に合致していること。

(還元対象期間)

第11条 還元額の算定にあたっては、サービス実施期間のうち、第10条第3項に定める条件を満たした期間を、還元対象期間と定め、始期と終期の考え方は以下の通りとする。

(1) 始期

原則登録Kitacaの有効期間開始日と、第10条第3項に定める還元条件を満たした日のいずれか遅い方を始期とする。

ただし、第10条第3項に定める還元条件を満たした日の翌日以降に登録申込を行った場合、登録申込を行った日の属する月の1日又は登録Kitacaの有効期間開始日及び第10条第3項の条件を満たした日のいずれか遅い方を始期とする。

なお、登録申込を行った日とは、入居者等が申込フォームにより事務局へ申し込みを行った日とする。

(2) 終期

原則登録Kitacaの有効期間満了日又は払戻等請求のあった日と、第10条第3項に定める還元条件を満たさなくなった日のいずれか早い方を終期とする。

ただし、還元額等判定日を跨がずに、登録申込を行った入居物件の

賃貸借契約を途中で解約した場合、最後に還元を受けた月以降の期間は還元対象外とする。

2. 前項の還元対象期間は、登録Kitacaを新規もしくは継続により発行する毎に個別に定めるものとする。

(還元額の算定)

第12条 事務局は、還元額等判定日を基準とし、以下の通り還元額を算定する。

(1) 還元額は、所持している登録Kitaca券面額の1ヶ月あたりの金額を算出した後、還元対象期間に対する還元月数の和と、還元率20%を乗じて算出する。

なお、端数が生じる場合は、100円未満を切捨てとする。

(2) 還元月数は、還元対象期間に応じ算定するものとし、始期又は終期が月の途中となる場合は、以下により算定するものとする。

・還元対象期間始期：1日→1ヶ月、2～16日→0.5ヶ月、17～31日→0ヶ月

・還元対象期間終期：1～15日→0.5ヶ月、16～31日→1ヶ月

(3) 還元額は、月上限額を3,000円、年上限額を36,000円とし、1回あたりの還元額上限は18,000円とする。また、還元額の付与は登録Kitacaに対し1回のみとする。

2. 前項第1号に記載する還元月数の和は、直近の還元額等判定日の翌日から次の還元額等判定日までの6ヶ月間を上限とする。

ただし、サービス開始月にあたっては、サービス開始日から初回の還元額等判定日までの月数を上限とする。

3. 登録Kitacaの有効期間が、払戻等により1ヶ月に満たない場合、当該券面に対する還元は行わない。

(還元額の通知方法)

第13条 事務局は、還元額判定日以降、入居者等へ対し、第12条により算定した還元額のほか、お客様番号、確認番号、受取期限等を記載したお知らせメールを、入居者等のアドレス等宛に送付するものとし、入居者等は、メールを受領後、受取期限内にセブン銀行ATMを介して、登録Kitacaへチャージ還元するものとする。

2. 当社は、当社が誤って還元額を通知・付与した場合や、その他還元額の訂正することが必要であると判断した場合は、還元額を訂正することができるものとし、入居者等はこれに応じるものとする。

3. 付与された還元額は、受取期限内に前第1項の操作を経て還元を行わない場合、失効するものとし、入居者等は、期限を超えて還元額を受け取ることはできない。

4. 前第1項に記載にされている還元に際し必要な情報の紛失・漏洩等により還元を受けられないことにより生じた損失は、入居者等の負担によるものとする。

5. 入居者等は、付与された還元額を第三者へ貸与・譲渡・名義変更・売買・質入れ並びにこれに類するいかなる処分も行ってはならない。

(禁止行為)

第14条 入居者等は次の各号に掲げる行為(それらのおそれのある行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。

(1) チャージ還元サービスID、パスワードその他登録した情報を不正に使用する行為

(2) チャージ還元サービスIDその他当社が会員情報として必要と定めた事項について虚偽の登録を行う行為

(3) 第三者又は当社の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害する行為

(4) 犯罪行為その他法令に違反する行為

(5) 公序良俗に反する行為

- (6) 当社に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (7) 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (8) 本規則又は「IC カード乗車券取扱規則」「Kitaca 電子マネー取扱規則」等の当社が定める規則に違反する行為
- (9) 本サービスに関する WEB サイト等のサーバーへの不正アクセスや本サービスの誤作動を誘引する行為
- (10) 本サービスに関する WEB サイト等を通じて、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信・流布する行為
- (11) 当社の承認なく、本サービスに関する WEB サイト等を通じて、若しくは関連して、営利を目的として行われる行為、又はその準備を目的とする行為
- (12) 他の会員のなりすましその他の正常でない方法で還元額の付与を受け取る等本サービスの運営を妨げる行為
- (13) その他、当社が本サービスの会員として不適切であると判断する行為

(欠格事由)

第 15 条 当社は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者等が本サービスを受ける資格を停止し、又は喪失させることができる。

- また、当社は、入居者等が次の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、本サービスを受ける資格を停止することができる。なお、本サービスを受ける資格を喪失した場合、資格の喪失と同時に、当社は本サービスにより付与された還元額及び付与予定の還元額について無効とし、また、当該還元額の付与は行わない。
- (1) 入居者等が第 14 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合
 - (2) 入居者等について入居者等の責めに帰すべき不当な取引が発生した場合
 - (3) 本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合
 - (4) 入居者等が不正利用等により登録 Kitaca が無効もしくは利用できない状態となった場合
 - (5) 入居者等が反社会的勢力であることが判明した場合（過去 5 年以内に構成員だった場合を含む）
 - (6) 入居者等が死亡した場合
 - (7) その他、入居者等が家賃滞納、近隣トラブル等、当社及び物件の運営会社が、当該物件の入居者等として不適格であると判断した場合

(サービスの停止)

第 16 条 当社は、次の各号のいずれかに該当するとき、本サービスを変更・中断・中止することができるものとする。

- (1) 疫病、天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により Kitaca の取扱い又は本サービスの継続が困難であると当社が認めた場合
 - (2) その他、やむを得ない事情により当社が Kitaca の取扱い及び本サービスの変更・中断・中止を必要と判断した場合
2. 前項に基づく本サービスの変更・中断・中止に起因して生じた入居者等の損害について、当社はその責めを負わない。

(個人情報)

第 17 条 次の各号に定める、登録申込時及び登録申込後に取得した入居者等の個人情報は、当社が管理する。

- (1) 第 5 条による登録申込内容等、入居者等が届けた事項及び以降に届け出た事項
- (2) 本サービスの実施期間中のチャージ還元に関する履歴（日時、場所、還元額等含む）等の情報

- (3) 還元額の付与、確定にかかる情報
 - (4) 入居者等からのお問合せ等により、当社が知り得た情報
2. 当社は、前項に定める入居者等の個人情報について、本サービスへの利用登録、還元額の算定・通知、事務局からの入居者等への連絡、入居者等からのお問合せ対応、その他本サービスの実施・改善に伴い必要と認められる事項に対し利用する。
3. 当社は、前第 1 項に定める入居者等の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な期間保管する。なお、当該保管期間終了後は、当該情報（IC カード乗車券取扱規則等の当社が定める規則により取得・管理する情報を除く。）を速やかに削除する。
4. 当社は、前第 1 項に定める入居者等の個人情報を、本サービスを実施するにあたり必要な範囲内で当社が業務を委託する委託先等に提供することがある。
5. 本サービスに関する情報を市場調査その他の調査研究のため、個人を特定しない統計情報の形で利用することがある。

(損害賠償)

第 18 条 入居者等は、次に掲げる場合、当社に生じた一切の損失を直ちに賠償しなければならない。

- (1) 入居者等が第 14 条各号に掲げる行為を行ったと当社が判断した場合
 - (2) 入居者等について入居者等の責めに帰すべき不当な取引が発生し、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると当社が判断した場合又は当社の業務委託先等から通知を受けた場合
 - (3) その他入居者等が本規則又は当社が別に定める規約等に違反した場合
2. 当社の損害賠償責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本サービスの還元額の総額を上限とする。

(利用規約の変更)

第 19 条 当社は、入居者等の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、本規約が変更された場合、入居者等は変更後の本サービスの内容及び適用条件等を含め規約に従うものとする。

2. 当社は、前項の場合変更後の利用規約の内容及び効力発生日について、効力発生までの間に E メール等により入居者等へ周知を図るものとする。

(合意管轄)

第 20 条 本サービスに関して当社及び入居者等間で生じた紛争については、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(施行・有効開始日)

附則 本規約は、2023 年 2 月 1 日より有効とする。

(改定日)

2023 年 12 月 1 日

2026 年 2 月 9 日